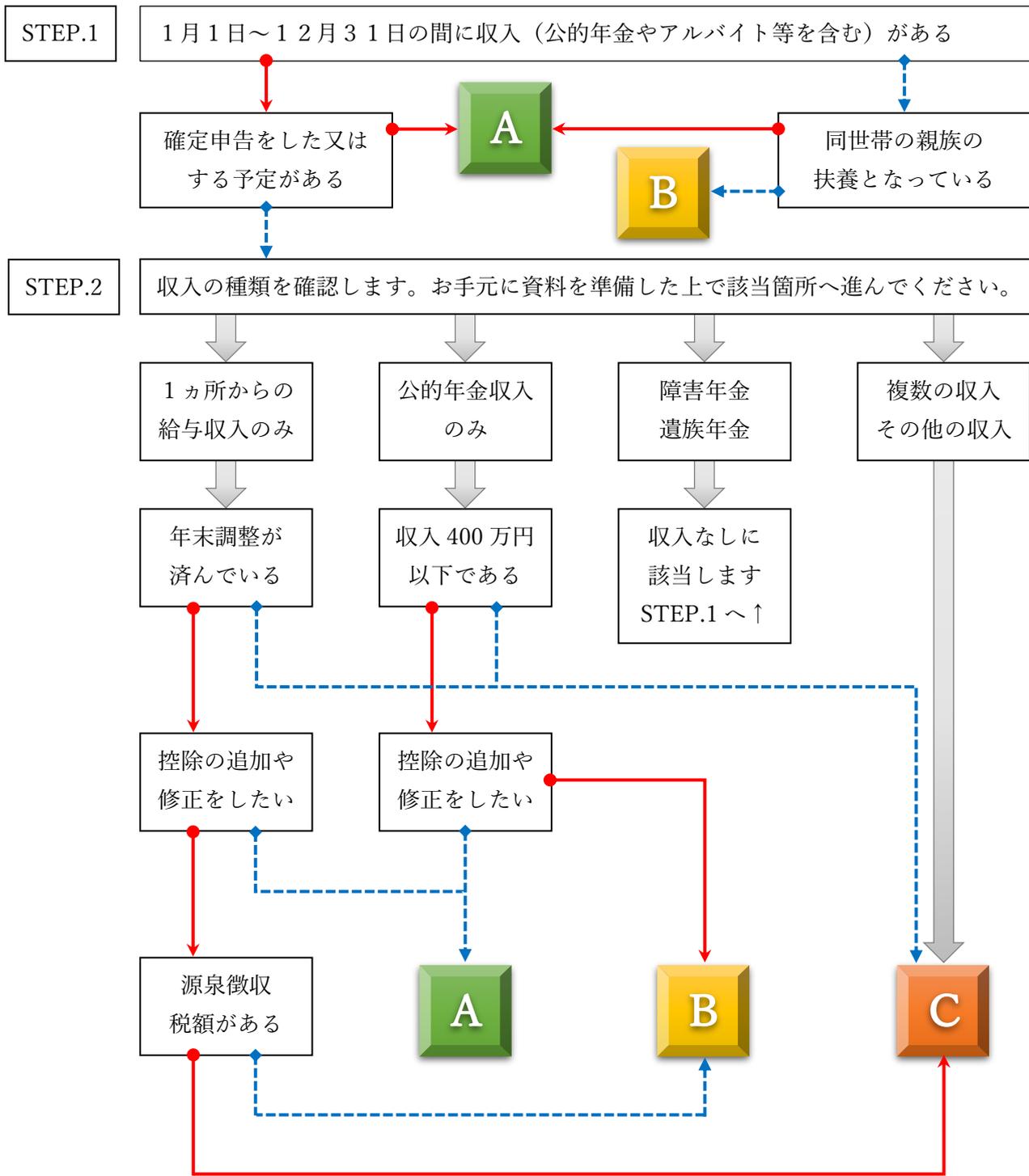


住民税(市民税・都民税)申告必要? 不要? フローチャート YES ●→ NO ◆→



- A**・住民税(市民税・都民税)申告は不要です。
- B**・住民税(市民税・都民税)申告が必要です。
- C**・確定申告が必要な可能性があります。詳細は青梅税務署(0428-22-3185)にお問い合わせください。(ご自宅で確定申告をすることもできます。詳細は下記リンク先へ。)

【住民税申告】地方税である「住民税(市民税・都民税)」の申告です。

【確定申告】国税である「所得税」の申告です。

※ このフローチャートはあくまでも一例です。すべての場合に当てはまるわけではございませんので、ご了承ください。